

ユーソナー株式会社定款

2025年10月17日現在

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、ユーソナー株式会社と称し、英文ではu S o n a r C o . , L t d . と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. コンピューターのソフトウェアの制作・販売及び賃貸
2. インターネットを利用した情報通信システムの企画、開発、設計、管理運営に関する業務ならびにコンサルティングに関する業務
3. インターネットを利用した通信販売業務ならびに通信販売の仲介・情報提供業務
4. 電気通信機器の製造・販売及び賃貸
5. 情報処理サービス業及び情報提供サービス業
6. ダイレクトメールの発送代行業
7. 電話代理応答業務及びこれに関するコンサルティング業務
8. 広告代理業
9. 商品カタログの企画・制作及び出版
10. 通信販売業務
11. 労働者派遣事業
12. 有料職業紹介事業
13. 生命保険の募集に関する業務
14. 損害保険代理店業
15. 不動産の売買、貸借、管理及びその仲介
16. 上記各号に附帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都新宿区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、34,748,000株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当社の株式及び新株予約権に関する取扱いについては、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招集)

第12条 定時株主総会は、毎年3月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、取締役社長又は取締役共同社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長又は取締役共同社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第18条 当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、10名以内とする。

2. 当社の監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）は、7名以内とする。

(取締役の選任)

第19条 取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
3. 補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。
4. 会社法第329条第3項の規定に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第21条 代表取締役は、取締役会の決議によって取締役（監査等委員を除く。）の中から選定する。

2. 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員を除く。）の中から取締役社長1名又は取締役共同社長2名を選定する。また必要に応じ、取締役会長1名および、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長又は取締役共同社長がこれを招集し、議長となる。取締役社長又は取締役共同社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第24条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(業務執行の決定の取締役への委任)

第25条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(取締役会規程)

第26条 取締役会に関する事項については、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第27条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第28条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。

第 5 章 監査等委員会

(常勤監査等委員)

第29条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第30条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会規程)

第31条 監査等委員会に関する事項については、法令又は定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第 6 章 計算

(事業年度)

第32条 当会社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第33条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第34条 当会社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。

2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年6月30日とする。
3. 前二項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金等の除斥期間)

第35条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。

2. 未払の配当金には利息を付さないものとする。

附 則

（監査役の責任免除に関する経過措置）

1. 当社は、第34期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
2. 第34期定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第32条第2項の定めるところによる。

（電子提供措置等の効力発生日）

1. 第15条（電子提供措置等）の新設は、当社が振替株式（社債、株式等の振替に関する法律に規定する振替株式）を発行している会社となった日から効力が発生するものとする。
2. 本附則は前項の効力発生日経過をもって、これを削除する。